

関係法令集

目 次

1. 放送法関係	154
1-1 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）	154
1-2 放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）	158
1-3 放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）	159
2. 電波法関係	162
2-1 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）	162
2-2 電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）	172
2-3 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）	175
2-4 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 12 号）	179
2-5 無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）	180
2-6 無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）	184
2-7 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）	186
2-8 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）	191
2-9 登録検査等事業者等規則（平成 9 年郵政省令第 76 号）	191
2-10 無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般放送 局を定める件（昭和 34 年郵政省告示第 509 号）	192
2-11 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成 2 年郵政省告示第 240 号）	192
2-12 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者 等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成 23 年総 務省告示第 279 号）	192
2-13 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表 （無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（平成 30 年総務省告示第 356 号）	193
2-14 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの 欄に記載するためのコード表を定める件（平成 16 年総務省告示第 860 号）	194
2-15 周波数割当計画（平成 24 年総務省告示第 257 号）	194
2-16 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱 いを定める件（平成 24 年総務省告示第 123 号）	196
2-17 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）	198
3. 有線電気通信法関係	203
3-1 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）	203
3-2 有線電気通信法施行規則（昭和 28 年郵政省令第 36 号）	204

4. 電気通信事業法関係	208
4-1 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）	208
4-2 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）	217

1. 放送法関係

1-1 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）をいう。

二 「基幹放送」とは、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四～十七 （略）

十八 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。

十九～二十四 （略）

二十五 「一般放送事業者」とは、第二百二十六条第一項の登録を受けた者及び第二百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。

二十七 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

二十八～三十二 （略）

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送等の放送番組の編集等）

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

- 2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(訂正放送等)

第九条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

- 2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。
- 3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(再放送)

第十一条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

(候補者放送)

第十三条 放送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしなないとにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。

(内外放送の放送番組の編集)

第十四条 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たっては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該内外放送の放送対象地域又は業務区域（第二百二十六条第二項第四号又は第三百三十三条第一項第四号の業務区域をいう。）である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

(一般放送の業務の届出)

第三百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者（第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣（基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加え

ないで同時に当該基幹放送に係る放送対象地域においてそれらの再放送のみをする一般放送（第百四十七条第一項に規定する有料放送を含まないものに限る。）であつて、総務省令で定める規模以下の有線電気通信設備を用いて行われるもの（当該一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置しようとする場所及び当該一般放送の業務を行おうとする区域が一の都道府県の区域に限られるものに限る。次条第二項において「小規模施設特定有線一般放送」という。）の業務にあつては、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める一般放送の種類

三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

五 その他総務省令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

（業務の廃止等の届出）

第百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事）に届け出なければならない。

- 2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣（小規模施設特定有線一般放送事業者の清算人にあつては、第百三十三条第一項の規定による届出をした都道府県知事）に届け出なければならない。

（届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する適用）

第百四十六条 第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、第百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者については、適用しない。

（有料基幹放送契約約款の届出・公表等）

第百四十七条 有料放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）を行う放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、基幹放送を契約の対象とする有料放送（以下「有料基幹放送」という。）の役務を国内受信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について契約約款（以下「有料基幹放送契約約款」という。）を定め、

その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該有料基幹放送契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(提供条件の説明)

第二百五十条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「有料放送事業者等」という。）は、有料放送の役務の提供を受けようとする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

(苦情等の処理)

第二百五十一条 有料放送事業者及び次条第二項に規定する有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。第二百五十六条第四項において同じ。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(有料放送管理業務の届出)

第二百五十二条 有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務（以下「有料放送管理業務」という。）を行おうとする者（総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 業務の概要
- 三 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「有料放送管理事業者」という。）は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務の停止)

第七十四条 総務大臣は、放送事業者（特定地上基幹放送事業者を除く。）がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

(資料の提出)

第一百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

(適用除外等)

第一百七十六条 この法律の規定は、受信障害対策中継放送（電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ。）、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。

2～5 (略)

第一百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 (略)

1-2 放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）

(資料の提出)

第八条 法第一百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（法第五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）又は有料放送管理事業者（法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三 (略)

四 一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者又は法第三百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項

- ニ 法第四百十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関する事項
 - ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号ニに規定する事項
- 五～七 (略)

1-3 放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）

（定義）

第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 (略)

四の二 「地上一般放送」とは、一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のものをいう。

五～十四 (略)

（緊急警報信号の使用）

第八十二条 認定基幹放送事業者及び一般放送事業者（地上一般放送の業務を行う者に限る。次項において同じ。）は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送をすることができる。

区別	前置する緊急警報信号
一 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定により警戒宣言が発せられたことを放送をする場合	第一種開始信号
二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条（大規模地震対策特別措置法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により求められた放送を行う場合	
三 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定により津波警報が発せられたことを放送をする場合	第二種開始信号

- 2 認定基幹放送事業者及び一般放送事業者は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送をしたときは、速やかに終了信号を送らなければならない。
- 3 緊急警報信号は、前二項に規定する場合のほかは使用してはならない。

（届出一般放送の種類）

第百四十二条 法第百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

一 有線一般放送

(略)

二 地上一般放送（エリア放送（一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第百六十一条及び第百六十二条を除き、以下同じ。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

イ テレビジョン放送

ロ その他

（受信契約者数の記録の提出）

第百六十九条 一般放送事業者（衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者にあつては、有料放送事業者に限る。）は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

（事業計画書の変更等）

第百七十条 登録一般放送事業者は、第百三十六条第二項第一号に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2 一般放送事業者（同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。）は、一般放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果及び計算書類（届出一般放送事業者にあつては、事業収支の結果に限る。）を総務大臣に報告しなければならない。

（有料放送事業者の数）

第百七十六条 法第百五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次の各号に掲げる区分ごとに、十とする。

一～三 (略)

四 地上一般放送

五 (略)

（適用除外）

第二百十四条 法第百七十六条第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。

一 電波法第四条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送

二 (略)

三 臨時かつ一時の目的（一箇月以内の目的をいう。）のために行われる一般放送

四~八 (略)
2 (略)

2. 電波法関係

2-1 電波法（昭和25年法律第131号）

（無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

- 一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- 二～四 （略）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

- 一～七 （略）
- 八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 九 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- 一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4～6 （略）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的（二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。）

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項第十八条第一項を除き、以下同じ。）

イ 人工衛星の無線局（以下、「人工衛星局」という。）その人工衛星の軌道又は位置

ロ 人工衛星局、船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。）、船舶地球局（船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外の無線局 移動範囲

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十四第二項第十号、第三十八条の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十六第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 代表者の氏名又は名称及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合

ロ 外国人等直接保有議決権割合

2～9 （略）

（申請の審査）

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
 - 二 周波数の割当てが可能であること。
 - 三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- 2～5 （略）
- 6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

（予備免許）

第八条 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- 一 工事落成の期限
 - 二 電波の型式及び周波数
 - 三 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号（以下「識別信号」という。）
 - 四 空中線電力
 - 五 運用許容時間
- 2 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。

（工事設計等の変更）

第九条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、第七条第一項第一号又は第二項第一号の技術基準（次章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- 4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
 - 一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。

- 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする。
- 5 次の各号に掲げる無線局について前条の予備免許を受けた者は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 一 基幹放送局以外の無線局（第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。） 第六条第一項第十号に掲げる事項の変更（当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）
- 二 基幹放送局 第六条第二項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更（同項第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更に関し、同条第二項第九号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）
- 6 第五条第一項から第三項までの規定は、無線局の目的の変更に係る第四項の許可に準用する。

（落成後の検査）

- 第十条 第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第十二条及び第七十三条第三項において同じ。）及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

（免許の拒否）

- 第十一条 第八条第一項第一号の期限（同条第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）経過後二週間以内に前条の規定による届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

（免許の付与）

- 第十二条 総務大臣は、第十条の規定による検査を行つた結果、その無線設備が第六条第一項第七号又は同条第二項第二号の工事設計（第九条第一項の規定による変更があつたときは、変更があつたもの）に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

(免許の有効期間)

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

2 (略)

(免許状)

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 免許の年月日及び免許の番号

二 免許人(無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所

三 無線局の種別

四 無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。)

五 通信の相手方及び通信事項

六 無線設備の設置場所

七 免許の有効期間

八 識別信号

九 電波の型式及び周波数

十 空中線電力

十一 運用許容時間

3 (略)

(簡易な免許手続)

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許については、第六条及び第八条から第十二条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

(変更等の許可等)

第十七条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)をし、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。

二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。

2・3 (略)

(変更検査)

第十八条 前条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

(申請による周波数等の変更)

第十九条 総務大臣は、免許人又は第八条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(免許の承継等)

第二十条 免許人について相続があつたときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。

2 免許人（第七項及び第八項に規定する無線局の免許人を除く。以下この項及び次項において同じ。）たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

3 免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをしたときは、譲受人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

4～10 (略)

(免許状の訂正)

第二十一条 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(無線局の廃止)

第二十二条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十三条 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

(免許状の返納)

第二十四条 免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、一箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の二十一第一項の登録(以下「免許等」という。)をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)又は第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項(第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。)のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2・3 (略)

(周波数割当計画)

第二十六条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 周波数割当計画には、割り当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 無線局の行う無線通信の態様

二 無線局の目的

三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件

四 第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別

イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ イに掲げる周波数以外のもの

(電波の質)

第二十八条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

(安全施設)

第三十条 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一条 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

(無線設備の操作)

第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。)以外の者は、無線局(アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。)の無線設備の操作の監督を行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。)を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、前項本文の規定にかかわらず、第四十条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。

3 (略)

4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

5～7 (略)

(選解任届)

第五十一条 第三十九条第四項の規定は、主任無線従事者以外の無線従事者の選任又は解任に準用する。

(時計、業務書類等の備付け)

第六十条 無線局には、正確な時計及び無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかななければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法 若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2 総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法 若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、包括

免許又は第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができる。

- 3 総務大臣は、前二項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三箇月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止することができる。
- 4 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - 一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。
 - 二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - 三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - 四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。
 - 五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号ロに適合しなくなつたとき。
- 5～8 （略）

（電波の発射の防止）

第七十八条 無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第八十一条 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

（電波利用料の徴収等）

第百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に相当する日（相当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

2～45 （略）

(予備免許等の条件等)

第百四条の二 予備免許、免許、許可又は第二十七条の二十一第一項の登録には、条件又は期限を付することができる。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許、許可若しくは第二十七条の二十一第一項の登録に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、かつ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

2-2 電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）

（操作及び監督の範囲）

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級総合無線通信士	<ul style="list-style-type: none"> 一 無線設備の通信操作 二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの
第二級総合無線通信士	<ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる通信操作 <ul style="list-style-type: none"> イ 無線設備の国内通信のための通信操作 ロ 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作 ハ 移動局（ロに規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。） ニ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作 ホ 東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯六十三度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作 二 次に掲げる無線設備の技術操作 <ul style="list-style-type: none"> イ 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線設備 ロ 航空機に施設する無線設備 ハ レーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの ニ イからハマまでに掲げる無線設備以外の無線設備（基幹放送局の無線設備を除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの ホ 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさ

	<p>ないもの</p> <p>三 第一号に掲げる操作以外の操作のうち、第一級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作で第一級総合無線通信士の指揮の下に行うもの</p>
<p>第三級総合無線通信士</p>	<p>一 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数三百トン以上のものを除く。以下この表において同じ。）に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの</p> <p>（１） 海岸局の無線設備の操作（漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。）</p> <p>（２） 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び基幹放送局以外の無線局の無線設備の操作</p> <p>ハ 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>（１） 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備</p> <p>（２） レーダー</p> <p>三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの</p> <p>四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作（航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作を除く。）で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線</p>

	通信士の指揮の下に行うもの（国際通信のための通信操作を除く。）
（略）	（略）
第一級陸上無線技術士	無線設備の技術操作
第二級陸上無線技術士	次に掲げる無線設備の技術操作 一 空中線電力二キロワット以下の無線設備（テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。） 二 テレビジョン基幹放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備 三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの 四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの
第一級陸上特殊無線技士	一 陸上の無線局の空中線電力五百ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で三十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作 二 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの
第二級陸上特殊無線技士	一 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備 ロ 陸上の無線局の空中線電力十ワット以下の無線設備（多重無線設備を除く。）で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの ハ 陸上の無線局のレーダーでロに掲げるもの以外のもの 二 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力五十ワット以下の多重無線設備 二 第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作
第三級陸上特殊無線技士	陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を

	使用するもの 二 空中線電力百ワット以下の無線設備で千二百十五メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの
(略)	(略)

2～5 (略)

2-3 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

（無線局の種別及び定義）

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

一～三の二 (略)

三の三 地上一般放送局 地上一般放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号の二に規定する地上一般放送をいう。以下同じ。）を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のものをいう。

四～二十九 (略)

2 (略)

（空中線電力の表示）

第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

表 (略)

2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。

一 デジタル放送（F七W電波及びG七W電波を使用するものを除く。）を行う地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。）及び地上一般放送局（地上一般放送を行う実用化試験局を含む。）並びに設備規則第三十七条の二十七の二十一に規定する番組素材中継を行う無線局及び同令第三十七条の二十七の二十二に規定する放送番組中継を行う固定局（いずれもG七W電波を使用するものを除く。）の送信設備

二～八 (略)

3～5 (略)

（免許等の有効期間）

第七条 法第十三条第一項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一～六 (略)

七 その他の無線局 五年

第八条 前三条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。）以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。）、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。))に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、前三条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。

一・二 (略)

二の二 地上一般放送局（エリア放送（放送法施行規則第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）

三～十四 (略)

（公表する免許状等記載事項）

第十一条 法第二十五条第一項の規定により、免許状に記載された事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（法第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は法第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは法第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（法第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）（以下「免許状記載事項等」という。）のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

一 免許等の番号

二 免許人等の個人の氏名（法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。）及び免許人等の住所

二の二 地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る認定基幹放送事業者の個人の氏名（法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。）

三 識別信号（通信の相手方に記載されているものを含む。）のうちの呼出名称

2 前項の規定にかかわらず、移動する無線局以外の無線局の無線設備の設置場所は、都道府県名及び市区町村名を公表する。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が一GHz以上のものについては、五〇〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇〇MHz以上一GHz未満の端数があるときはこれを一GHzに切り上げて公表し、当該無線局に指定されている周波数が一GHz未満のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

一 新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社が開設する無線局であつて、取材又は報道に必要な無線通信を行うことを目的とするもの

二 基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの（次条第十六号に該当するものを除く。）

三 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う者であつて、放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項及び第二項の届出をした者が、当該放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの

四 放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの（前号に該当するもの、エリア放送の業務を行う者が開設するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。）

4～8 （略）

（請求の単位）

第十一条の二の五 混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一～三 （略）

三の二 地上一般放送局

四～二十五 （略）

2・3 （略）

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一～三 (略)

三の二 地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。)

四～二十六 (略)

(電波の発射の防止)

第四十二条の四 法第七十八条(法第四条の二第五項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所(移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所)、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
一 (略)	(略)
二 固定局、基幹放送局及び地上一般放送局の無線設備	空中線を撤去すること(空中線を撤去することが困難な場合にあつては、送信機、給電線又は電源設備を撤去すること。)
三～六 (略)	(略)

(同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局)

第五十一条の九の六 法別表第六備考第十三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法別表第六の一の項に掲げる無線局(設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク又は設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に限る。)のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

(1) 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数

(2) (略)

三 (略)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 (略)

(1) 固定局、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局

(2) (略)

二～八 (略)

2～5 (略)

(書類の提出)

第五十二条 (略)

2～4 (略)

5 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取り扱いについては、総務大臣が別に告示するところによる。

(電子申請等の場合の添付書類等の提出)

第五十二条の三 (略)

2・3 (略)

4 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによる。

別表第二号の二の二（第11条の2の3関係） (略)

別表第二号の二の三（第11条の2の3関係） (略)

2-4 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）
--

(用語の意義)

第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。

一・一の二 (略)

二 「電気通信業務用無線局」とは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（地上一般放送局を除き、対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設するものにあつては、本邦外

の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。)をいう。

三～五 (略)

(地上一般放送局)

第六条の四 自己の地上一般放送の業務に用いる地上一般放送局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

- 一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。
- 二 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、公共の福祉を害しないものであること。
- 三 その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、かつ、それにより公共の福祉を増進することができること。
- 四 通信の相手方及び通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要なものであること。
- 五 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。
- 六 その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。

第六条の五 地上一般放送局であつて、その局の免許人以外の者が行う地上一般放送の業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

- 一 前条第二号から第六号までに掲げる条件を満たすものであること。
- 二 その局を開設することによつて提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。
- 三 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。ただし、エリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。）を行うものを除く。

2-5 無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）

(免許の単位)

第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛

星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。) ごとに行わなければならない。

一 (略)

一の二 地上一般放送局

二～十 (略)

2～9 (略)

(添附書類等)

第四条 (略)

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 (略)	(略)	(略)
二 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局	別表第二号第2	別表第二号の二第2
三～十三 (略)	(略)	(略)

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	無線局事項書及び工事設計書の写し二通
二 (略)	(略)

2 (略)

(空中線電力の指定)

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一～四 (略)	(略)
五 地上一般放送局及び特定実験試験局	当該無線局が送信に際して使用できる最大の値の空中線電力(実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。)
六 (略)	(略)

(再免許の申請)

第十六条 再免許を申請しようとするときは、第三条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項のほか識別信号、免許の番号及び免許の年月日を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

(添付書類等)

第十六条の二 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 免許の番号
- 二 継続開設を必要とする理由
- 三 希望する電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力
- 四 希望する運用許容時間(第十五条第一項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。)
- 五 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局(エリア放送(放送法施行規則第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。))を行う地上一般放送局を除く。))をいう。以下同じ。))及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。))を除く。))に限る。)
- 六 免許の期間における業務の概要(基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。ただし、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下

及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつてはこの限りでない。）

七 使用周波数の移行計画（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）第五条第一項第一号ヌに規定する使用周波数の移行計画をいう。第二十条の九第一項第六号において同じ。）の進捗状況（法第二十七条の二十に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に限る。）

八 申請の際における無線設備の工事設計の内容

九 人工衛星の使用可能期間（人工衛星に開設する無線局に限る。）

十 無線局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲（人工衛星に開設する無線局に限る。）

2・3 （略）

4 第四条第二項の規定は、前条の申請書に添付する書類について準用する。

5・6 （略）

（申請の期間）

第十八条 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

2 免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局については、前項の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局については、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

別表第二号第2

地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（略）

1～3枚目 （略）

注1～21 （略）

22 22の欄は、次によること。

(1)～(8) (略)

(9) エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、「エリア放送の業務区域は別添のとおり。」と記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図を添付すること。また、地上基幹放送（中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。）の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類並びに特定ラジオマイク（設備規則第49条の16に規定する特定ラジオマイクをいう。）及びデジタル特定ラジオマイク（設備規則第49条の16の2に規定するデジタル特定ラジオマイクをいう。）との混信防止のための運用調整に関する資料を添付すること。

(10)～(16) (略)

23～25 (略)

2-6 無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）

第五章 地上基幹放送局及び地上一般放送局の運用

（呼出符号等の放送）

第百三十八条 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、放送の開始及び終了に際しては、自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及びエリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難であるか又は不合理である地上基幹放送局若しくは地上一般放送局であつて、別に告示するものについては、この限りでない。

2 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、放送している時間中は、毎時一回以上自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及びエリア放送を行う地上一般放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する地上基幹放送局若しくは地上一般放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合は、この限りでない。

3 前項の場合において地上基幹放送局及び地上一般放送局は、国際放送を行う場合を除くほか、自局であることを容易に識別することができる方法をもつて自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

(緊急警報信号の使用)

第三百三十八条の二 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送することができる。

区別	前置する緊急警報信号
一 大規模地震対策特別措置法(昭和三十五年法律第七十三号)第九条第一項の規定により警戒宣言が発せられたことを放送する場合 第一種開始信号	第一種開始信号
二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十七条(大規模地震対策特別措置法第二十条において準用する場合を含む。)の規定により求められた放送を行う場合	
三 気象業務法(昭和三十七年法律第六十五号)第十三条第一項の規定により津波警報が発せられたことを放送する場合又は同法第十三条の二第一項の規定による津波特別警報が発せられたことを放送する場合	第二種開始信号

- 2 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送したときは、速やかに終了信号を送らなければならない。
- 3 緊急警報信号は、前二項に規定する場合のほかは使用してはならない。

(地域符号の使用区分)

第三百三十八条の三 緊急警報信号に使用する地域符号(緊急警報信号の受信地域を一定の地域とするための符号をいう。)の使用区分は、次の表のとおりとする。

区別	使用する地域符号
一 前条第一項の表の一の項及び三の項に掲げる場合	地域共通符号、広域符号又は県域符号のうち必要と認めるもの
二 前条第一項の表の二の項に掲げる場合	広域符号又は県域符号のうち必要と認めるもの

注一 地域共通符号は、緊急警報信号の受信地域を地上基幹放送局の放送区域及び地上一般放送局の業務区域の全域とするための符号で、全国共通のものとする。

注二 広域符号は、緊急警報信号の受信地域を別に告示する広域圏内とするための符号とする。

注三 県域符号は、緊急警報信号の受信地域を各都道府県の区域内とするための符号とする。

(試験電波の発射)

第三百三十九条 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及び

その他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。

- 2 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、前項の電波を発射したときは、その電波の発射の直後及びその発射中十分ごとを標準として、試験電波である旨及び「こちらは（外国語を使用する場合は、これに相当する語）」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称（テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及びエリア放送を行う地上一般放送局は、呼出符号又は呼出名称を表わす文字による視覚の手段をあわせて）を放送しなければならない。
- 3 地上基幹放送局及び地上一般放送局が試験又は調整のために送信する音響又は映像は、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければならない。
- 4 地上基幹放送局及び地上一般放送局において試験電波を発射するときは、第十四条第一項の規定にかかわらずレコード又は低周波発振器による音声出力によつてその電波を変調することができる。

（受信機の機能確認のための緊急警報信号の使用）

第百三十九条の二 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、受信者が待受状態にある受信機の機能確認をすることができるようにするため必要があると認めるときは、第百三十八条の二第三項の規定にかかわらず、試験信号として終了信号を送ることができる。

- 2 前項の規定により終了信号を送るときは、その前後に受信機の機能確認のためのものであることを放送しなければならない。

（混信の防止）

第百三十九条の三 エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、又は与えるおそれがあるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。

2-7 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備		許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
一～二の二（略）		（略）	（略）
二の三 四七〇MHz を超え七一〇MHz	占有周波数帯幅が五・七MHzのもの	一〇	二〇

以下の周波数の電波を使用するエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備	占有周波数帯幅が四六八kHzのものであつて、空中線電力が一三分の五〇ミリワット以下のもの	一〇	五〇
	占有周波数帯幅が四六八kHzのものであつて、空中線電力が一三分の五〇ミリワットを超えるもの	一〇	二〇
三～十九 (略)		(略)	(略)

2～4 (略)

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の二十四 この節の規定は、テレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備及びデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(変調方式等)

第三十七条の二十七の二十五 送信装置の変調方式は、次の各号に掲げる占有周波数帯幅に応じて、当該各号に掲げる方式であること。

- 一 占有周波数帯幅が五・七MHzのもの 四分の π シフト差動四相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式
 - 二 占有周波数帯幅が四六八kHzのもの 四相位相変調又は一六値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式
- 2 逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、六三分の五・二MHzとし、その値から次の各号に掲げる占有周波数帯幅に応じ、当該各号に掲げる値を超える偏差を生じてはならない。
- 一 占有周波数帯幅が五・七MHzのもの (±)百万分の〇・三
 - 二 占有周波数帯幅が四六八kHzのもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める値
 - イ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合 (±)百万分の三・九
 - ロ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が一三分の五〇ミリワットを超えるとき (±)百万分の三・九
 - ハ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が一三分の五〇ミリワット以下のとき (±)百万分の一〇

- 3 搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の十八に示す許容値の範囲内になければならない。
- 4 送信装置の空中線電力は、占有周波数帯幅が五・七 MHz のものは一三〇ミリワット以下、占有周波数帯幅が四六八 kHz のものは一〇ミリワット以下でなければならない。
- 5 送信空中線の相対利得は、〇デシベル以下でなければならない。ただし、実効輻射電力が相対利得〇デシベルの空中線に前項の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 6 無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備とを接続する場合は、当該有線電気通信設備からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならない。
- 7 無線設備（有線電気通信設備により接続される無線設備にあつては、その各部分）については、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないものでなければならない。ただし、電源設備、空中線系及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第十一号に規定する番組送出設備については、この限りでない。
- 8 空中線系は、容易に取り外すことができないものでなければならない。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

表（略）

注1～52（略）

53 次に掲げるエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

	複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合	複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合
占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの	電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの ±500Hz	1 空中線電力が 50mW を超えるものであつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの ±500Hz 2 空中線電力が 50mW 以下のもの ±20kHz
占有周波数帯幅が 468kHz のもの		1 空中線電力が (50/13)mW を超えるものであつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの ±500Hz 2 空中線電力が (50/13)mW 以下のもの ±20kHz

54～57 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～61 (略)

第62 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 13セグメント方式を用いるもの 5.7MHz
- (2) 1セグメント方式を用いるもの 468kHz

第63～74 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～4 (略)

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア 470MHz以下及び710MHzを超える帯域

- (ア) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
100 μ W以下
- (イ) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
25 μ W以下

イ 470MHzを超え710MHz以下の帯域

別図第四号の八の十八に規定する値を準用する。

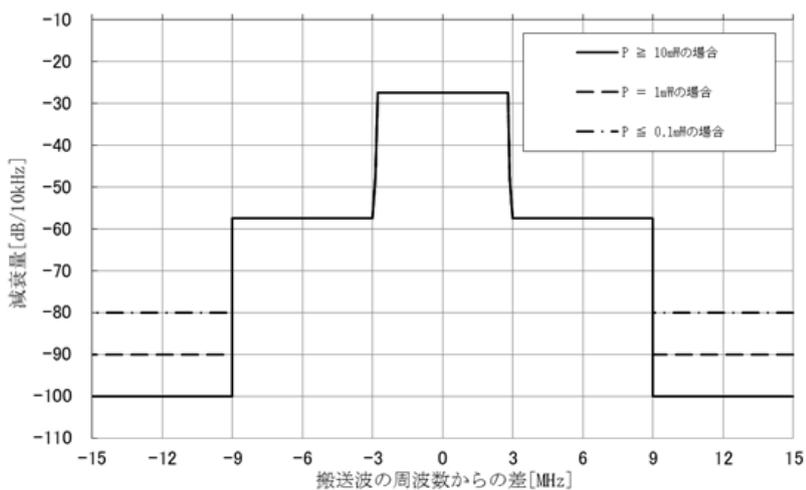
ただし、 $f_c+15\text{MHz}$ を超える周波数又は $f_c-15\text{MHz}$ 以下の周波数のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

- (ア) 占有周波数帯幅が5.7MHzのもの
0.01nW以下
- (イ) 占有周波数帯幅が468kHzのもの
(0.01/13)nW以下

6～63 (略)

別図第四号の八の十八 搬送波の変調波スペクトル (第37条の27の25第3項関係)

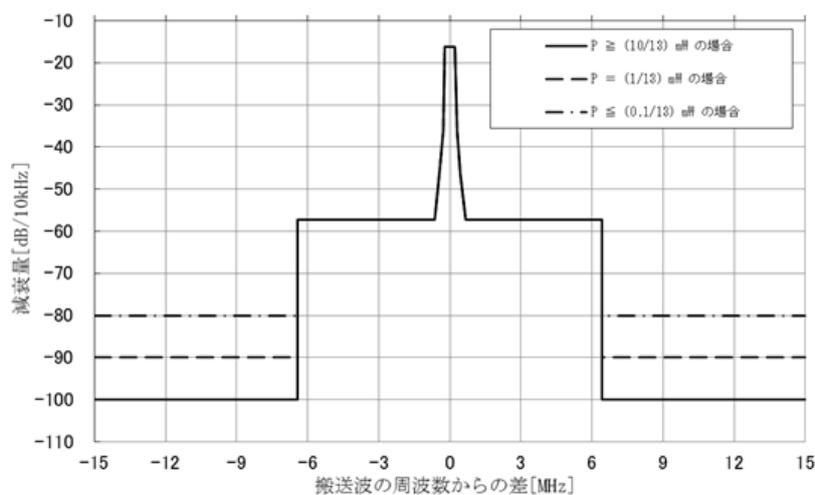
1 占有周波数帯幅が5.7MHzのもの



搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量			規定の種類
	P ≥ 10mW の場合	P = 1mW の場合	P ≤ 0.1mW の場合	
±2.79MHz	-27.4dB/10kHz	-27.4dB/10kHz	-27.4dB/10kHz	上限
±2.86MHz	-47.4dB/10kHz	-47.4dB/10kHz	-47.4dB/10kHz	上限
±3.00MHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	上限
±9.00MHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	上限
±9.00MHz	-100.0dB/10kHz	-90.0dB/10kHz*1	-80.0dB/10kHz	上限

* 1 平均電力Pが0.1mWを超え10mW未満の無線設備にあつては、
 $-(90+10\log P)$ dB/10kHz とする。

2 占有周波数帯幅が468kHzのもの



搬送波の周波	平均電力Pからの減衰量	規定の
--------	-------------	-----

数からの差	$P \geq (10/13)\text{mW}$ の場合	$P = (1/13)\text{mW}$ の場合	$P \leq (0.1/13)\text{mW}$ の場合	種類
$\pm 0.22\text{MHz}$	$-16.3\text{dB}/10\text{kHz}$	$-16.3\text{dB}/10\text{kHz}$	$-16.3\text{dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm 0.29\text{MHz}$	$-36.3\text{dB}/10\text{kHz}$	$-36.3\text{dB}/10\text{kHz}$	$-36.3\text{dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm 0.43\text{MHz}$	$-46.3\text{dB}/10\text{kHz}$	$-46.3\text{dB}/10\text{kHz}$	$-46.3\text{dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm 0.65\text{MHz}$	$-57.3\text{dB}/10\text{kHz}$	$-57.3\text{dB}/10\text{kHz}$	$-57.3\text{dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm 6.43\text{MHz}$	$-57.3\text{dB}/10\text{kHz}$	$-57.3\text{dB}/10\text{kHz}$	$-57.3\text{dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm 6.43\text{MHz}$	$-100.0\text{dB}/10\text{kHz}$	$-90.0\text{dB}/10\text{kHz}^*2$	$-80.0\text{dB}/10\text{kHz}$	上限

* 2 平均電力 P が $(0.1/13)\text{mW}$ を超え $(10/13)\text{mW}$ 未満の無線設備にあつては、
 $-(90+10\log(13P))\text{dB}/10\text{kHz}$ とする。

2-8 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一～五十七の二 （略）

五十七の三 設備規則第三十七条の二十七の二十四及び第三十七条の二十七の二十五においてその無線設備の条件が定められているエリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備

五十七の四～七十七 （略）

2 （略）

2-9 登録検査等事業者等規則（平成 9 年郵政省令第 76 号）

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

第一・第二 （略）

第三 無線設備

一・一の二 （略）

二 電気的特性の点検

無線局の種別及び無線設備名	点検の項目	備考
（略）	（略）	（略）
地上一般放送局	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射又は不要発射の強度 四 空中線電力	・ 四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定

	五 隣接チャンネル漏えい電力	を含む。
(略)	(略)	(略)

注 1～4 (略)

三 (略)

2-10 無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般放送局を定める件（昭和 34 年郵政省告示第 509 号）

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十八条第一項ただし書の規定により、呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を次のとおり定める。

一～三 (略)

四 エリア放送を行う地上一般放送局

2-11 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成 2 年郵政省告示第 240 号）

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条の規定に基づき、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を次のように定め、平成二年五月一日から施行する。

一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。

1 (略)

2 地上一般放送局（エリア放送を行うもので、占有周波数帯幅が五・七 MHz のものにあつては空中線電力〇・一三ワット以下のもの、占有周波数帯幅が四六八 kHz のものにあつては空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）

3～7 (略)

二・三 (略)

2-12 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成 23 年総務省告示第 279 号）

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める。

1・2 (略)

3 無線設備等

一・二 (略)

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
1～3 (略)	(略)	(略)
4 地上一般放送局	工事設計書に記載された無線設備及び指定周波数、指定空中線電力で試験電波を発射して、設置場所及びその周囲の地上デジタルテレビジョン放送の受信に対する障害の有無を確認する。	
5・6 (略)	(略)	(略)

注1・2 (略)

2-13 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（平成30年総務省告示第356号）

(略)

免許規則第4条第2項及び第20条の9に規定する無線局事項書及び工事設計書並びに免許規則第24条の2第2項の規定に基づく包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書（以下、「無線局事項書等」という。）のうち次の表の二の欄に掲げる様式については、道標の一の欄に掲げる記載欄ごとに、それぞれの道標の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。

別表第一号 無線局の種別コード

第1 基本コード

項 目	コード
(略)	(略)
地上一般放送局	B G

(略)	(略)
-----	-----

別表第二～二十三号 (略)

2-14 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件（平成 16 年総務省告示第 860 号）

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第 1 から第 6 まで、別表第二号の三第 1 及び別表第二号の三第 3 の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に掲載するためのコード表を次のように定める。

一 無線局の目的コードの欄

無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表は、別表第一号のとおりとする。

二 通信事項コードの欄

通信事項コードの欄に記載するコードのコード表は、別表第二号のとおりとする。

別表第一号 無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表

1 無線局の目的コード

項 目	コード
電気通信業務用	C C C
(略)	(略)
一般放送用	G B C
(略)	(略)

2 (略)

別表第二号 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表

項 目	コード
(略)	(略)
エリア放送に関する事項	A B C
(略)	(略)

2-15 周波数割当計画（平成 24 年総務省告示第 257 号）

第 2 周波数割当表

1 周波数割当表中の各欄の示す内容は以下のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1欄から第4欄までに示す無線業務については、次のとおりとする。

ア 名称に下線を付していない無線業務(例:固定)を「一次業務」とし、名称に下線を付している無線業務(例:移動)を「二次業務」とする。

イ 二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当てを受けることができる。

- ・ 二次業務の無線局は、周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。
- ・ 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

(4)・(5) (略)

2～7 (略)

周波数割当表

第1表 (略)

第2表 27.5MHz－10000MHz

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
470-694 放送 5.149 5.294 A 5.296 5.300 5.304 5.306 5.311 A 5.312	470-512 放送 固定 移動 5.292 5.293 5.295	470-585 固定 移動 5.296 A 5.291 5.298	470-710 J36 J52 J90	固定 放送 J15	放送事業用 放送用	
				陸上移動	放送事業用 一般業務用	特定ラジオ マイク用及 びデジタル 特定ラジオ マイク用と する。
	512-608 放送 5.295 5.297 608-614 電波天文 移動衛星(航空 移動衛星(地球 から宇宙を除く。)	585-610 固定 移動 5.296 A 放送 無線航行 5.149 5.305 5.306 5.307		放送 J88 J89	電気通信業 務用 放送用	エリア放送 用とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J15

放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号イに規定する周波数とする。

J88

放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号ロに規定する周波数とする。

J89

放送業務の電気通信業務用（エリア放送用）及び放送用（エリア放送用）によるこの周波数帯の使用は、470-710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2-16 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件（平成 24 年総務省告示第 123 号）

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十二条第五項及び第五十二条の三第四項の規定に基づき、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを次のように定め、平成二十四年四月二日から施行する。

（申請書等の送付方法）

第一条 エリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第四百十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局（電波法施行規則第四条第一項第三号の三に規定する地上一般放送局をいう。以下同じ。）の免許の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）がエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）を送付する場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便
- 二 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であって当該信書便事業者において引受日時の記録を行うもの

（到達の日時）

第二条 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等を次の各号に掲げる方法により提出したときは、当該各号に定める日時に総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に到達したものとす。

- 一 引受時刻証明の取扱いとした書留郵便 郵便事業株式会社の営業所であって郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）において引受けがされたとして当該引受時刻証明により証明された日時
 - 二 信書便の役務であって信書便事業者において引受日時の記録を行うもの 信書便事業者において引受けがされたとして記録された日時
 - 三 電子情報処理組織を使用する方法 総合通信局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた日時
 - 四 前三号に掲げる方法以外の方法 総合通信局の事務所に到達した日時
- 2 前項第一号又は第二号の方法による場合において、総合通信局に到達したもののうち、日のみが明瞭であって時刻が明瞭でないものは、当該日の午後十二時に、総合通信局に到達したものとみなす。

（先願）

第三条 異なった日時に二以上のエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等が総合通信局に到達したときは、申請者は、当該申請書等が総合通信局に到達した順番に従って審査を受け、その申請について免許を受けることができる。

- 2 同一の日時に二以上のエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書等が総合通信局に到達したことにより、エリア放送を行う地上一般放送局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、いずれの申請者もその申請について免許を受けることができない。ただし、申請者の協議により一の申請者に定められたときは、当該一の申請者が免許を受けることができ、また、申請に係る空中線電力の変更その他の調整により周波数を割り当てることができることとなったときは、いずれも、その申請について免許を受けることができる。
- 3 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その申請について免許を受けることができない。
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）は、第二項の規定による協議が必要となる場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を申請者に命じなければならない。
- 5 総合通信局長は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかったものとみなすことができる。

（準用）

第四条 前三条の規定は、エリア放送を行う地上一般放送局の再免許の申請について準用する。

2-17 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）

（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）

第 3 条 法第 6 条第 1 項又は第 2 項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、その申請が次の各号（認定経営基盤強化計画（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 116 条の 4 第 4 項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。以下同じ。）を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局（当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が同法第 116 条の 2 台 1 項の指定放送対象地域であるものに限る。）の免許人に限る。別添 6 において同じ。）が同法第 116 条の 5 第 3 項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第 8 号を除く。）に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第 9 条又は放送局根本基準第 10 条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前 3 か月以上 6 か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第 9 条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第 10 条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請者で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前 3 か月以上 6 か月を超えない期間に申請を行われたものに限って審査の対象とする。

別表 1 （第 3 条関係）

1 周波数の割当てが可能な無線局（基幹放送局を除く。）の通信事項又は用途の一覧表（括弧内は要との補足を示す。）

無線局の通信事項	用途等
（略）	（略）

エリア放送に関する事項 [ABC]	一般放送用
(略)	(略)

別表2 (第3条関係)

無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項

無線局の目的	免許の主体及び開設の理由		通信事項
(略)	(略)	(略)	(略)
一般放送用	92	放送法施行規則第142条第1項第2号に規定するエリア放送を行う者が、当該エリア放送の提供を行うために開設するものであること。	エリア放送に関する事項
(略)		(略)	(略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1～第4 (略)

第5 放送関係

1～7 (略)

8 エリア放送を行う地上一般放送局

エリア放送を行う地上一般放送局の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

- (1) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、必要最小限のものであること。
- (2) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域を示す図は、送信空中線の位置、高さ、指向特性及び実効輻射電力（指向性空中線を使用する場合にあっては、最大実効輻射電力）からみて適正に記載されているものであること。なお、計算値により記載されている場合には、放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出方法（昭和35年郵政省告示第640号）によるものであること。
- (3) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、当該地上一般放送局の一の送信設備からの電波の電界強度が55dB μ V/m以上の範囲とする。
- (4) エリア放送を行う地上一般放送局の空中線及び空中線電力は、必要と認められる業務区域に適した特性を有するものであり、空中線電力及び実効輻射電力の値は、占有周波数帯幅が5.7MHzのものについては、空中線電力及び実効輻射電力の値が10mW以下、占有周波数帯幅が468kHzのものについては(10/13)mW以下の範囲でできる限り低出力であること。
- (5) 地上一般放送の業務は、できる限り一の送信設備を用いて行うこと。業務を予定する区域をカバーするために必要な場合にあっては、複数の空中線を設置することで行うこと。

- (6) (5)による対応で業務を予定する区域をカバーすることができない場合は、複数の送信設備を設置することで行うこと。
- (7) (6)による対応で業務を予定する区域をカバーすることができない場合であって、特別な状況にある場合(注)は、(4)に関わらず、空中線電力及び実効輻射電力の値は、占有周波数帯幅が5.7MHzのものについては130mW以下、占有周波数帯幅が468kHzのものについては10mW以下の範囲でできる限り低出力であること。
- (注)「特別な状況にある場合」とは、①電源の安定的な確保が望める場所が他にない、又は②公衆が送信設備に容易に触れることができないような設置場所が他にない等の理由から、送信設備の設置場所が物理的に制限され、原則を超える実効輻射電力により送信する必要があると認められる場合をいう。
- (8) 空中線電力及び実効輻射電力の審査は、(1)から(7)までに掲げる基準により行うこととし、実効輻射電力の値は、空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3桁まで計算し、3桁目を四捨五入して2桁で表示すること。ただし、1桁目の数字が1の場合において、3桁目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。
- (9) 地上デジタルテレビジョン放送(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下本項において同じ。)の受信に対する与干渉の値については、エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備から送出される各々の電波の干渉電力と帯域外輻射の電力の集積を見込み、(12)に規定する地上デジタルテレビジョン放送の保護基準を満足すること。
- (10) 占有周波数帯幅の許容値は、放送の内容からみて合理的かつ必要最小限のものであること。
- (11) 地上デジタルテレビジョン放送の受信への干渉の影響を与えないように、設置場所の選定、伝送路符号化方式の設定等の必要な措置を講じること。
- (12) 周波数の選定は、次の基準により行う。なお、周波数については、総務省が別途公表する一覧表を参考とする。

ア 地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局(以下「DTV局」という。)への与干渉

開設又は変更しようとするエリア放送を行う地上一般放送局(以下「申請局」という。)は、DTV局からの電波(以下「DTV波」という。)の電界強度が51dB μ V/m以上の範囲において、次の保護基準を満足すること。

希望波	妨害波		帯域外干渉	帯域内干渉
DTV波	エリア放送波 (占有周波数帯幅が468kHzのもの)	同一ch	—	I/N=-10dB
		上隣接ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
		上隣々接ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
		下隣接ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
		下隣々接ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
	エリア放送波	同一ch	—	I/N=-10dB

(占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	上隣接 ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
	上隣々接 ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
	下隣接 ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB
	下隣々接 ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB

なお、DTV局の上隣接ch及び下隣接chは、申請局に割り当てないこととする。
また、帯域内干渉の評価を行うためには、申請局からの電波の電界強度が12dB μ V/m以上の範囲を確認する。

イ 他のエリア放送を行う地上一般放送局への混信妨害

申請局は、申請局及び他のエリア放送を行う地上一般放送局の業務区域内において、次の混信保護基準を満足すること。なお、既存のエリア放送を行う地上一般放送局の免許人との間で協議し、混信防止のための措置及び当該措置に関する両者の同意が確認できる場合にはこの限りでない。

希望波	妨害波		帯域外	帯域内
エリア放送波 (占有周波数帯幅が468kHzのもの)	エリア放送波 (占有周波数帯幅が468kHzのもの)	同一 ch	—	D/U=28dB
		上隣接 ch	D/U=-29dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	—
		下隣接 ch	D/U=-26dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	—
	エリア放送波 (占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	同一 ch	—	D/U=17dB
		上隣接 ch	D/U=-40dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-40dB	—
		下隣接 ch	D/U=-37dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-37dB	—
エリア放送波 (占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	エリア放送波 (占有周波数帯幅が468kHzのもの)	同一 ch	—	D/U=40dB
		上隣接 ch	D/U=-17dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-17dB	—
		下隣接 ch	D/U=-14dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-14dB	—
	エリア放送波 (占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	同一 ch	—	D/U=28dB
		上隣接 ch	D/U=-29dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	—
		下隣接 ch	D/U=-26dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	—

- (13) ブースターを設置して地上デジタルテレビジョン放送を受信している場合の受信設備の障害を防止するため、次の離隔距離の範囲内に地上デジタルテレビジョン放送を受信している設備がないことを確認し、必要に応じて改善措置を講じること。
実効輻射電力をGP(W)とすると、離隔距離d(m)は以下のとおりとなる。

$$d = 398.2\sqrt{GP}$$

- (14) 地理的事項により地上デジタルテレビジョン放送の受信電界強度が弱い状況で受信している等の地域がある場合には、当該地域に配慮し、地上デジタルテレビジョン放送の受信の保護に関する措置を講じること。
 - (15) 特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクとの混信防止のための運用調整を行うものであること。
 - (16) 一の市町村（特別区を含み、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市にあっては区とする。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せて区域とする。）において、複数の送信設備を設置してエリア放送を行う場合は、原則として同一周波数を使用するものであること。
- 9 その他 （略）

3. 有線電気通信法関係

3-1 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）

（定義）

第二条 この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

2 この法律において「有線電気通信設備」とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備（無線通信用の有線連絡線を含む。）をいう。

（有線電気通信設備の届出）

第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者は、次の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から二週間以内）に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 有線電気通信の方式の別
- 二 設備の設置の場所
- 三 設備の概要

2 前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備（総務省令で定めるものを除く。）に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他総務省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

- 一 二人以上の者が共同して設置するもの
- 二 他人（電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）を除く。）の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの
- 三 他人の通信の用に供されるもの

3 有線電気通信設備を設置した者は、第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとするとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、次の有線電気通信設備については、適用しない。

- 一 電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備
- 二 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送を行うための有線電気通信設備（同法第百三十三条第一項の規定による届出をした者が設置するもの及び前号に掲げるものを除く。）

- 三 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）又は同一の建物内であるもの（第二項各号に掲げるもの（同項の総務省令で定めるものを除く。）を除く。）
- 四 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの（第二項各号に掲げるもの（同項の総務省令で定めるものを除く。）を除く。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定めるもの

（設備の改善等の措置）

第七条 総務大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が第五条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。

2 総務大臣は、第三条第二項に規定する有線電気通信設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）を設置した者に対しては、前項の規定によるほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

3-2 有線電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第36号）

（設備の設置の届出）

第一条 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項の規定による有線電気通信設備の設置の届出は、法第三条第二項各号に掲げる有線電気通信設備（次条に掲げるものを除く。）にあつては、別紙様式第一の届出書に別紙様式第二及び別紙様式第三の書類を添え、その他の有線電気通信設備にあつては、別紙様式第一の届出書に別紙様式第二の書類を添え、当該設備の設置の場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含むものとし、設備の設置の場所が二以上の総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）の管轄する地域にわたる場合は、そのうちいずれか一の総合通信局長とする。以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して行うものとする。

（共同設置の設備等に係る届出を要しない設備）

第二条 法第三条第二項の総務省令で定める有線電気通信設備は、次のとおりとする。

- 一 二人以上の者が共同して設置する有線電気通信設備（以下「共同設置の設備」という。）であつて、次に掲げるもの
 - イ 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）が設置するもの（電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を除く。）
 - ロ 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）又は同一の建物内であるもの（以下「構内等設備」という。）
 - ハ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送の業務を行うための有線電気通信設備（以下「有線放送設備」という。）
- 二 他人（電気通信事業者を除く。）の設置した有線電気通信設備と相互に接続される有線電気通信設備（以下「相互接続の設備」という。）であつて、次に掲げる場合のもの
 - イ 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するとき。
 - ロ 法第八条第一項の規定による命令を受けたとき。
 - ハ 電気通信事業者の設置する有線電気通信設備（電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を除く。）であるとき。
 - ニ 一の構内又は一の建物にある二以上の構内等設備を接続するとき。
 - ホ 有線放送設備を接続するとき。
- 三 他人の通信の用に供される有線電気通信設備（以下「他人使用の設備」という。）であつて、次に掲げる場合のもの
 - イ 前号イ、ロ又はハに掲げる場合
 - ロ 前号ニに掲げる場合であつて、接続した者が相互に使用するとき。
 - ハ その設備が電気通信事業法第七十条第一項の規定により電気通信事業者の設置する電気通信回線設備に接続したものであるとき。
 - ニ 放送法第二条第三号に規定する一般放送を行うとき（同号に規定する一般放送の業務を行おうとする者からその業務の用に供するため有線放送設備の使用の申込みを受けその承諾をしたときを除く。）。
 - ホ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十八条第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。
 - ヘ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十一条の規定により消防庁又は地方公共団体が使用するとき。
 - ト 犯罪の捜査その他その業務に必要な通信を行うため、警察庁又は都道府県警察の設置した有線電気通信設備を法務省が使用するとき。
 - チ 地下街、地下トンネル、その他これに準ずる場所に設置した無線通信補助設備を警察事務又は消防事務を行う者が当該事務を行うために使用するとき。

- リ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。
- ヌ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第十一条の規定により内閣総理大臣、都道府県知事、同法第十三条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長（特別区の区長を含む。）又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。
- ル 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十条において準用する場合を含む。）又は第七十九条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長が使用するとき。
- ロ 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第八条の規定により日本郵便株式会社が使用するとき。
- ワ その設備が老人その他他人の介護を必要とする者の福祉のために設置した有線電気通信設備であつて、別に告示するものであるとき。

（共同設置の設備等に係る届出を要する事項）

第三条 法第三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 共同設置の設備の場合

- イ 使用の態様
- ロ 共同して設置する設備の部分（設備の全部を共同して設置する場合を除く。）
- ハ 他人の通信の秘密の確保に関する措置の状況

二 相互接続の設備の場合

- イ 使用の態様
- ロ 接続先の設備の設置者及びその設置の場所
- ハ 接続のための設備の概要及びその設置の場所

三 他人使用の設備の場合

- イ 使用の態様
- ロ 使用の条件
- ハ 他人の通信の秘密の確保に関する措置の状況

（設備の変更の届出）

第四条 法第三条第三項の規定による有線電気通信設備の変更の届出は、別紙様式第四の届出書に変更に係る事項（新旧対照を含む。）を記載した書類を添え、所轄総合通信局長を経由して行うものとする。

（設備の廃止の届出）

第五条 有線電気通信設備を設置した者は、その設備を廃止したときは速やかにその旨を別紙様式第五の届出書により、所轄総合通信局長を経由して総務大臣に届け出なければならない。

(設置の届出を要しない設備)

第六条 法第三条第四項第五号に規定する有線電気通信設備は、次のとおりとする。

- 一 電気通信事業法第五十二条第一項の規定により接続する端末設備
- 二 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第五十条の規定により設置するもの（自家用電気工作物の用に供するものに限り、法第三条第二項各号に掲げるもの（第二条に掲げるものを除く。）を除く。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、臨時かつ緊急の用に供するために設置するものであつて、その設置の期間が三十日未満のもの

(届出書等の提出部数)

第八条 法又はこの省令の規定により総務大臣に提出する届出書又は許可の申請書及びこれらに添える書類（次条において「届出書等」という。）の提出部数は、正本一通及び副本一通（届出又は許可の申請に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたる場合は、これらの総合通信局の数と同数）とする。

(電磁的方法による提出)

第八条の二 届出書等は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識できない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

- 2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

4. 電気通信事業法関係

4-1 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。
- 七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。
 - イ 電気通信事業者又は第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者
 - ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（イに掲げる者を除く。）

（検閲の禁止）

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

（秘密の保護）

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（利用の公平）

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(電気通信事業の登録)

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び第百十八条第四号において同じ。）にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
 - 三 業務区域
 - 四 電気通信設備の概要
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第十一条 総務大臣は、第九条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
 - 四 その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者
 - 五 その他電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者
- 2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（変更登録等）

- 第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 第九条の登録を受けた者が第六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第十条第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける前項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。
 - 3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第八十六条第一号を除き、以下同じ。）の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 4 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。
 - 5 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号、第二号若しくは第五号の事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（登録の取消し）

- 第十四条 総務大臣は、第九条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

- 一 当該第九条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
 - 二 不正の手段により第九条の登録、第十二条の二第一項の登録の更新又は前条第一項の変更登録を受けたとき。
 - 三 第十二条第一項第一号から第四号まで（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 2 第十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（登録の抹消）

第十五条 総務大臣は、第十八条の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該第九条の登録を受けた者の登録を抹消しなければならない。

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
 - 三 業務区域
 - 四 電気通信設備の概要（第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 2 電気通信事業者以外の者が第六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合における前項の規定の適用については、同項中「その旨」とあるのは、「第六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に、その旨」とする。
- 3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第八十五条第一号を除き、以下同じ。）の届出をした者は、第一項第一号、第二号又は第五号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の届出をした者は、同項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5 第一項の届出をした者は、第四十一条第四項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第四号の事項を総務大臣に届け出なければならない。

- 6 第一項の届出をした者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける第四項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

(承継)

第十七条 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。）は、電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第九条の登録を受けた者である場合において、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人が第十二条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）又は外国の法令上これらに相当する者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(電気通信業務の休止及び廃止の周知)

第二十六条の四 電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、電気通信事業者は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、次に掲げる場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

一 第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき。

二 電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ 通信の秘密の漏えい

ロ 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者にあつては、特定利用者情報（同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。）の漏えい

ハ その他総務省令で定める重大な事故

2 電気通信事業者は、前項第二号イからハまでに掲げる事故が生ずるおそれがあると認められる事態として総務省令で定めるものが生じたと認めたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（第三項に規定する電気通信設備、専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備及びその損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定める電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項及び次項に規定する電気通信設備並びに専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

3 第一百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者は、その第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

4 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務（基礎的電気通信役務及びドメイン名電気通信役務を除く。）のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができる。

5 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（第一項に規定する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
- 三 通信の秘密が侵されないようにすること。
- 四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- 五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(適用除外等)

第百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

- 一 専ら一の者に電気通信役務（当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。）を提供する電気通信事業
 - 二 その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業
 - 三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（次に掲げる電気通信役務（ロ及びハに掲げる電気通信役務にあつては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。）を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業
 - イ ドメイン名電気通信役務
 - ロ 検索情報電気通信役務
 - ハ 媒介相当電気通信役務
- 2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 ドメイン名電気通信役務 入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。
 - 二 ドメイン名 インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、アイ・ピー・アドレスに代わつて使用されるものとして総務省令で定めるものをいう。
 - 三 アイ・ピー・アドレス インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう。
 - 四 検索情報電気通信役務 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用

に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務

- 五 媒介相当電気通信役務 その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務
- 3 第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第二十七条の十二、第二十九条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第一百五十七条の二、第一百六十六条第一項、第一百六十七条の二、第一百八十六条（第三号中第二十九条第二項に係る部分に限る。）及び第一百八十八条（第十七号中第一百六十六条第一項に係る部分に限る。）の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用する。
- 4 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第一百六十六条の二第二項第一号に掲げる業務が電気通信事業に該当しない場合においても、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う同号口の通知は、電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなして第三条及び第四条の規定を適用し、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う同号に掲げる業務に従事する者は、電気通信事業に従事する者とみなして同条第二項の規定を適用する。
- 5 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う第一百六十六条の二第二項第二号口の通信履歴の電磁的記録は、電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなして第三条及び第四条の規定を適用し、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う同号に掲げる業務に従事する者は、電気通信事業に従事する者とみなして同条第二項の規定を適用する。

（営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い）

- 第一百六十五条 営利を目的としない電気通信事業（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。）を行おうとする地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第二十七条の五から第二十七条の十二まで、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十四条の二まで、第三十六条、第三十七条、第三十八条の二、第三十九条の三、第四十条、第四十二条、

第四十四条、第四十五条、第五十二条、第六十九条、第七十条及び第二章第七節の規定の適用については、この限りでない。

4-2 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

（登録を要しない電気通信事業）

第三条 法第九条第一号の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 端末系伝送路設備（端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区又は総合区の区域）を超えないこと。
 - 二 中継系伝送路設備（端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区間が一の都道府県の区域を超えないこと。
- 2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

（電気通信事業の登録申請）

第四条 法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

- 2 法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 電話番号及び電子メールアドレス
 - 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス
- 3 法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第二によるものとする。
- 4 法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 様式第三によるネットワーク構成図
 - 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
 - 三 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要
 - 四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
 - ロ 役員の名簿及び履歴書
 - 五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款又はこれに相当する書類
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

- 六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
 - ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
- 七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し又はこれに相当する書類
 - ロ 履歴書
- 八 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
 - ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
- 九 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
- 十 その他その電気通信事業の登録の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

(変更登録)

- 第五条 法第十三条第一項の変更登録を受けようとする者は、様式第五の申請書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けようとするときは、様式第五の二の申請書、第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類並びに全部認定証の写し
 - 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けようとするときは、様式第五の三の申請書、第四十条の十四第一項第二号イからニまでに掲げる書類及び一部認定証の写し
 - 三 当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、様式第五の四の届出書兼申請書
 - 四 当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第五の五の申請書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

- 3 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 4 全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定による返納があつた場合において、法第十三条第一項の変更登録をしたときは、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(軽微な変更)

第六条 法第十三条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 業務区域の変更にあつては、次のもの

イ 提供区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴うものを除く。）及び減少

ロ 既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第九条の登録（法第十三条第一項の変更登録を受けた場合は、当該変更登録。次号イにおいて単に「登録」という。）を受けている場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更

ハ 法第一百七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合であつてこれらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合における業務区域の変更にあつては、次のもの

(1) 業務区域の増加にあつては、次のもの

(イ) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加（次号イに該当するものを除く。）を伴うものを除く。）

(ロ) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加

(2) 業務区域の減少

二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの

イ 既に登録を受けた端末系伝送路設備の設置の区域が存する都道府県内における端末系伝送路設備の設置の区域の増加

ロ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加（業務区域の増加（前号に該当するものを除く。）を伴うものを除く。）

ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少

ニ 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）の設置の区域の増加及び減少

三 特定地域において臨時的に変更するもの

(氏名等の変更の届出)

第七条 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- 一 法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類
 - ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類
 - ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類
- 二 法第十条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - (イ) 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
 - (ロ) 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
 - (2) 変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
 - ロ イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類

2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第八条 法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするときは、様式第七の二の届出書及び全部認定証の写し
 - 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするときは、様式第七の三の届出書、第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し

- 三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、様式第七の四の届出書
- 四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第七の五の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類
- 3 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 4 全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 5 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(電気通信事業の届出)

- 第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- 一 様式第三によるネットワーク構成図
 - 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
 - 三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
 - 四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款又はこれに相当する書類
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類
 - 五 当該届出を行おうとする者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
 - ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類
 - 六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類
 - 七 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
 - ロ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
 - 八 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、当該届出を行おうとする者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の

三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

- 九 法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類
- 2 法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 電話番号及び電子メールアドレス
 - 二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス
- 3 法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類
 - ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類
 - ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類
- 二 法第十六条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - (イ) 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
 - (ロ) 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
 - (2) 変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
 - ロ イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類
- 4 法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。
- 5 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第四項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による

- 届出をしようとするときは、様式第九の二の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の三の届出書並びに全部認定証の写し
- 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の四の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第二号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の五の届出書、同号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し
- 三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止する場合は、様式第九の六の届出書
- 四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第九の七の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類
- 7 法第十六条第四項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
- 一 業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの
- イ 提供区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴うものを除く。）及び減少
- ロ 既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第十六条第一項の届出（同条第四項の届出をした場合は、当該届出。次号イにおいて単に「届出」という。）をした場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更
- ハ 法第一百七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定めるときにおける業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの
- （1） 業務区域の増加にあつては、次に掲げるもの
- （イ） 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加（次号イに該当するものを除く。）を伴うものを除く。）
- （ロ） 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加
- （2） 業務区域の減少
- 二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次に掲げるもの
- イ 既に届出をした端末系伝送路設備の設置の区域が存する市町村（特別区を含む。）内における端末系伝送路設備の設置の区域の増加
- ロ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加（業務区域の増加（前号に該当するものを除く。）を伴うものを除く。）
- ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少
- ニ 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）の設置の区域の増加及び減少

三 特定地域において臨時的に変更するもの

- 8 法第十六条第一項の規定による届出をした者は、前項に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 9 前項の規定による届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
- 10 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が第八項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするとき 様式第七の二の届出書及び全部認定証の写し
 - 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするとき 様式第七の三の届出書、第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し
 - 三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合 様式第七の四の届出書
 - 四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合 様式第七の五の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類
- 11 認定電気通信事業者が第六項（第三号に係る部分に限る。）及び前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による書類の提出をするときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 12 全部認定事業者が第六項（第四号に係る部分に限る。）及び第十項（第四号に係る部分に限る。）の規定による書類の提出をするときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 13 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。
- 14 法第十六条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
- 15 総務大臣は、法第十三条第五項の規定による届出（法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた場合に限る。）又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

(電気通信役務等の変更の報告)

第十条 電気通信事業者は、第四条第三項第二号又は前条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第十の報告書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び変更後の様式第四の書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

3 法第九条の登録を受けた電気通信事業者又は認定電気通信事業者であつて法人又は団体であるものは、役員に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第十の二の報告書に、変更後の役員の名簿及び履歴書並びに法第十二条第一項第一号から第三号まで又は法第一百八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(電気通信事業の承継に関する手続)

第十一条 認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続をとらなければならない。

一 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けようとする場合は、第四十条の十四の規定による変更の認定の申請又は第四十条の十八の規定による承継の認可の申請

二 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、第四十条の十九第一項の規定による認定電気通信事業の廃止の届出

三 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止しない場合は、第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類の提出

2 認定電気通信事業者が前項第二号による届出をしようとするときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

3 全部認定事業者が第一項第三号による書類の提出をするときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

4 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

- 5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- 一 当該事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続があつたことを証する書類
 - 二 様式第三によるネットワーク構成図
 - 三 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
 - ロ 役員の名簿及び履歴書（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 四 電気通信事業者の地位を承継した者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款又はこれに相当する書類
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
 - ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 六 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し又はこれに相当する書類
 - ロ 履歴書（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 七 電気通信事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
 - ロ 電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
 - 八 電気通信事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

九 法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

- 十 法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類
- 6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、同条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。
- 7 前項の申請をした者は、法第十七条第二項の規定による承継の届出をすることを要しない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第十二条 法第十八条第一項の規定による電気通信事業の全部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第十二の届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の全部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十二の二の届出書を提出しなければならない。
- 3 認定電気通信事業者が前項の規定による電気通信事業の全部の廃止の届出書を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 4 法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第十二の三の届出書に、様式第三のネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
- 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合は、様式第十二の四の届出書
- 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合は、様式第十二の四の届出書及び第四十条の十四第一項第二号二に掲げる書類
- 6 一部認定事業者が前項の規定による電気通信事業の一部の廃止の届出書を提出しようとする場合であつて、当該認定に係る電気通信事業が廃止されることとなるときは、当該認定電気通信事業者は、一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 7 法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十二の五の届出書を提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止に係る利用者への周知)

第二十二條の二の十 法第二十六條の四第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して三十日前の日（同条第二項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、休廃止日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。）までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。

- 一 対面による説明
- 二 電話又はこれに類する双方向の通信
- 三 郵便、信書便その他の手段による書面の交付
- 四 電子メールの送信
- 五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の提供を利用者が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2 法第二十六條の四第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務の内容
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由
- 五 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
- 六 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務（当該電気通信業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）
- 七 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報

3 第一項の規定にかかわらず、休止又は廃止に係る電気通信役務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの。）により前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六條の四第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

4 法第二十六條の四第一項ただし書の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

- 一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

- 二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信業務を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの
- 三 その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)

第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

- 一 電気通信事業者の設置する伝送路設備が次に掲げる要件のいずれにも該当する端末系伝送路設備のみである場合の当該電気通信事業者の設置する電気通信設備
 - イ 専ら一の利用者（当該電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者であつて、電気通信事業者以外の者をいう。ハにおいて同じ。）に提供するその電気通信役務の提供に用いるものであること。
 - ロ 当該端末系伝送路設備が接続される当該電気通信事業者の電気通信設備（伝送路設備を除く。）を介してイの電気通信役務の提供に用いる他の電気通信事業者の電気通信回線設備に接続されるものであること。
 - ハ 利用者が、当該電気通信事業者のイの電気通信役務の提供を受けるため他の電気通信事業者の設置する端末系伝送路設備の利用に代えて選択したものであること。
- 二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの
 - イ アナログ電話用設備
 - ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」という。）
 - ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）
 - ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備（第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。）
 - ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定する特定携帯電話用設備（第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「特定携帯電話用設備」という。）

へ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備（第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「PHS用設備」という。）

ト 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

三 電気通信事業者の設置する伝送路設備が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合における当該電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備（当該電気通信設備を用いて提供される電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために特に必要があるものとして総務大臣が指定するものを除く。）

イ 伝送路設備が本邦内に設置されていること。

ロ 伝送路設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること。

（規模の基準）

第五十九条 法第百六十四条第一項第二号の基準は、当該電気通信事業を営む者の設置する線路のこう長の総延長が五キロメートルであることとする。

（地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業の届出等）

第六十条 法第百六十五条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるものとする。

一 電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務

二 卸電気通信役務（前号に該当するものを除く。）